

平成31年第4回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 平成31年4月25日(木)午後3時00分から4時30分

2. 開催場所 安芸市役所 二階 会議室

3. 出席農業委員(13人)

会長	1番	内川 昭二
会長職務代理者	2番	野町 亜理
会長職務代理者	3番	大久保暢夫
	4番	千光士伊勢男
	5番	西岡 大作
	7番	福本 隆憲
	8番	渡辺 禎宏
	9番	山内 芳幸
	10番	有澤 節子
	11番	西岡 秀輝
	12番	樋口 なぎさ
	13番	小松 茂雄
	14番	竹内 忠吉

4. 欠席農業委員(1人)

6番 栗山 浩和

5. 出席農地利用最適化推進委員(5人)

伊尾木	黒岩	榮之
川北	中平	秀一
井ノ口	小松	昌平
畑山	小松	光正
赤野	大野	實

6. 議事日程

報告第1号 農地法第3条の3第1項届出について

議案第2号 農地法第3条許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について

報告第5号 農用地利用配分計画について

議案第6号 安芸(安芸市)農業振興地域整備計画における農用地利用計画変更(案)について

議案第7号 非農地証明願について

その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 大坪 浩久
事務局次長兼振興係長 長野 顕文
事務局農地係長 岡田 元一

7. 会議の概要

議長 これより本日の会議を開きます。議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の出席状況を報告いたします。委員定数14人、欠席1人。出席者数13人であります。欠席委員は、6番栗山浩和委員で、所要のため欠席との連絡がございました。

次に事務の概要報告をいたします。

4月10日に、安芸市担い手支援協議会幹事会が開催され、長野次長が出席しております。

4月23日に、安芸郡市農業委員会協議会総会が東洋町で開催され、内川会長、岡田係長が出席しております。

以上で、事務の概要報告を終わります。

議長 本定例会の日程は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしと認めます。よって本定例会の日程は本日1日と決定いたします。

会議規則第21条第2項の規定により、議事録署名委員に西岡大作委員及び福本隆憲委員を指名いたします。

それでは、報告第1号、農地法第3条の3第1項届出について、事務局が説明をいたします。

事務局(長野) 議案書1ページになります。

報告第1号、農地法第3条の3第1項届出についてですが、今回は3件届出が出ています。相続等で農地の権利を取得した者は、農地が所在する市町村の農業委員会に届け出しなければならなくなっているものです。

届出番号1番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり西浜、入河内の2筆で、面積が合計で40㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

議案書1、2ページになります。

届出番号2番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり赤野の13筆で、面積が合計で3,645㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はござい

ません。

議案書 2、3 ページになります。

届出番号 3 番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は記載のとおり川北甲の 7 筆で面積が 3,765㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第 1 号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(発言等なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

続きまして、議案第 2 号、農地法第 3 条許可申請についてを議題とし、事務局が説明いたします。本申請については、〇〇〇〇委員が当事者でありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により一時退席願います。

(〇〇〇〇委員退席)

事務局(長野) 議案第 2 号農地法第 3 条許可申請について説明いたします。

議案書は 4 ページと 5 ページです。今回は 6 件申請が提出されています。

申請番号 1 番から 6 番は譲受人が同一なので一緒に説明させていただきます。

まず申請番号 1 番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり尾川甲の 4 筆で、地目は田と畑で、面積は合計 834㎡です。

次に、申請番号 2 番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりです。申請地も記載のとおり尾川甲の 2 筆で、地目はどちらも田で、面積は合計 1,255㎡です。

次に、申請番号 3 番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりです。申請地も記載のとおり尾川甲の 3 筆で、地目はどちらも畑で、面積は合計 1,234㎡です。

次に、申請番号 4 番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりです。申請地も記載のとおり尾川甲の 2 筆で、地目はどちらも畑で、面積は合計 710㎡です。

次に、申請番号 5 番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりです。申請地も記載のとおり尾川甲の 1 筆で、地目は畑で、面積は 925㎡です。

次に、申請番号 6 番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりです。申請地も記載のとおり土居の 4 筆で、地目はどちらも田で、面積は合計 1,131㎡です。

申請番号 1 番から 4 番は所有権移転売買の申請で、ユズを作付けし

ている又はユズを作付けする予定をしております。申請番号5番は贈与による所有権移転の申請で、ユズを作付けする予定をしております。申請番号6番は売買による所有権移転の申請で、野菜を作付けする予定をしております。

所在地につきましては、6ページと7ページに地図がございます。

申請地番号1番から5番は下尾川集落の下の方の川の対岸の位置にある農地です。申請番号6番は土居の野良時計の北側に位置する農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3のお配りしている農地法第3条調査書で説明いたします。

まず、第2項第1号、全部効率利用要件につきましては、譲受人は、ユズ4,164.5㎡を栽培しています。今回の申請地には、ユズ3,323㎡が栽培されている、又はユズ1,635㎡や野菜1,131㎡を栽培する予定をしております。申請番号4番と5番については、現在、災害等ですぐにユズの植付けができる状態ではありませんが、年度内に土砂を撤去し、来春以降にユズの植栽を行う耕作放棄地復旧・解消計画が提出されておりますので、今後改善が見込まれます。農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと判断しております。

次に、第2項第2号、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、該当ございません。

次に、第2項第3号、信託引受除外要件につきましては、信託ではないので該当ございません。

次に、第2項第4号、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、ユズを栽培し、農業を営んでおりまして、年間190日農作業に従事す予定者が1名、雇用者が4人おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、第2項第5号、下限面積要件につきましては、取得後の農地面積の合計は10,253.5㎡となり、安芸市の下限面積4,000㎡を超えております。

次に、第2項第6号、転貸禁止につきましては、所有権移転ですので該当ございません。

次に、第2項第7号、地域との調和要件につきましては、申請地にはユズを引き続き栽培したり、野菜やユズを作付する予定でありまして、それぞれの地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、申請番号4番と5番につ

きましては不耕作地なので、譲受人より提出された耕作放棄地復旧・解消計画を達成することを条件に許可する必要があると考えます。また、申請番号1番から5番の現地につきましては4月17日に大久保暢夫委員と小松光正委員に確認していただきました。申請番号6番の現地につきましては4月12日に福本隆憲委員と森澤和義委員に確認していただきました。以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告を申請番号1番から5番は大久保暢夫委員、申請番号6番は福本隆憲委員、お願いします。

3番大久保委員 4月17日に長野君と小松委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

7番福本委員 4月12日に長野さんと森澤委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。
(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第2号、農地法第3条許可申請については原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって議案第2号、農地法第3条許可申請については、原案どおり認め、許可することに決定いたしました。
議案第2号の審議が終了しましたので、〇〇〇〇委員を呼んできてください。
(〇〇〇〇委員着席)

続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項許可申請についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(岡田) 議案第3号の5条申請について説明いたします。今回は3件申請が提出されております。

議案書は8ページをご覧ください。

申請番号1番のご説明をさせていただきます。申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、転用目的は農業用施設の建築です。

農地の転用は3筆で面積は778㎡です。9ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。場所は赤野甲のレストラン八流の西500m、有光自動車の向いにある須崎青果集出荷場の西側です。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第1種農地であると判断しています。理由は、10ha以上の集団農地であるためです。第1種農地は原則、転用が不許可ですが、農地法施行令第11条第1項第2号イに基づく例外規定が適用されるため、転用許可は可能です。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、本案件は申請地の東側にある既存農業用施設（農作物の集出荷施設）が手狭になっていて施設の規模を拡大する必要があり既設施設に隣接した当該申請地を選定したというものです。他に適した用地が無いことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、申請者名義の預貯金通帳の写しを確認し、資金面で問題はないと判断しています。

遅滞なく行われるかにつきましては、当該申請地へは南側に隣接する国道から進入する計画であり、現地調査、申請書類確認の結果、転用が確実にされると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、農業用施設建築用地として妥当であると判断いたしました。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側は山林及び宅地（既存施設用地）です。西側は農地ですが日照等の影響は想定されず、また隣地同意書も提出されています。南側は国道であり、北側は農地ですが隣地同意書が提出されています。雨水は地中浸透により処理する計画で、排水を生じる施設等は設置しません。当該申請地内にある水路については廃止せずグレーチングを設置して水路機能を維持する計画であり、グレーチング工事についても水路管理者に占有許可の見込みを得ています。これらのことから当該転用計画の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、平成31年4月2日に除外手続きが完了してしまして、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。現地確認は平成31年4月15日に野町亜理委員、大野實委員にさせていただきました。

続きまして、申請番号2番のご説明をさせていただきます。申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、転用目的は個人住宅の建築です。

農地の転用は1筆で面積は188㎡です。10ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。場所は井ノ口乙の国重集会所の西80mの位置にあります。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第3種農地である

と判断しています。理由は、街区の面積に占める宅地の割合が40%を超えている区域内の農地であるためです。(82%)街区計算の資料をお配りいたしますのでご確認ください。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてご説明いたします。申請理由については、現在、親と同居しているが子どもも成長し手狭になってきたことから自己住宅の建築を計画したところ、当該申請地を譲ってもらえる話があり、また、将来の親の世話にも適していることも当該申請地を選定した理由の一つだとのこと。他に適した用地が無いことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、申請者名義の預貯金通帳の写し及び融資資料を確認し、資金面で問題はないと判断いたしました。

遅滞なく行われるかにつきましては、当該申請地へは北側にある市道から進入する計画であり、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、個人住宅建築用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側、西側、南側は宅地です。北側も宅地であり北東の農地は長年耕作がされていません。雨水は地中浸透により処理する計画で、余水及び浄化槽で浄化した生活排水は北側の市道側溝に排水する計画です。なお、排水することについては栃ノ木堰土地改良区に同意を得ています。また、表土を30cm除き50cmの盛土をする造成計画です。これらのことから当該転用計画の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。なお、現地確認は平成31年4月17日に大久保暢夫委員、小松昌平委員にいただきました。

続きまして、申請番号3番のご説明をさせていただきます。申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、転用目的は太陽光発電パネル等の設置です。

農地の転用は5筆で面積は1,224㎡です。11ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

い。場所は川北甲の八坂神社の東100mの位置にあります。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分はその他の農地（第2種農地）であると判断しています。理由は甲種、第1種、第2種（オに規定するものに限る）、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてご説明いたします。当該申請地は耕作するためにポンプで水を引き込む必要があるなど耕作を行うのに効率が悪く、近年は耕作せず管理のみを行う状況にあり譲渡人が有効活用を考えていたところ、太陽光発電パネルの設置場所を探している譲受人と交渉するに至り当該転用事業を計画することになったものです。他に適した用地が無いことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、申請者名義の預貯金通帳の写しを確認し、資金面で問題はないと判断いたしました。

遅滞なく行われるかにつきましては、当該申請地へは東側にある市道から進入する計画であり、また、電力会社との電力受給契約及び四国経済産業局の認定も得ていることを確認しています。これらの現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行われると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、太陽光パネル設置用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側及び西側は譲渡人所有の農地です。南側は原野及び譲渡人所有農地、そして隣地同意書が提出されている農地です。北側は原野及び譲渡人所有の農地です。盛土などの造成工事は行わず雨水は地中浸透により処理する計画で、排水を生じる施設等の設置はありません。太陽光パネルは傾斜をつけた工作物で高さは地表から0.5m～1.1mです。これらのことから当該転用計画の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用

計画は許可相当であると判断いたします。なお、現地確認は平成31年4月17日に西岡秀輝委員、樋口なぎさ委員、中平秀一にさせていただきました。

議長 現地確認委員の報告を申請番号1番は野町重理委員、申請番号2番は大久保暢夫委員、申請番号3番は西岡秀輝委員、樋口なぎさ委員、お願いします。

2番野町委員 4月15日に岡田さんと大野實委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

3番大久保委員 4月17日に岡田君と小松昌平委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

11番西岡委員 4月17日に岡田さんと樋口なぎさ委員と中平秀一委員確認してきました。報告のとおりです。

12番樋口委員 4月17日に岡田さんと西岡秀輝委員と中平秀一委員確認してきました。報告のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 別になければ、採決いたします。議案第3号、農地法第5条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第3号、農地法第5条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに決定いたしました。

続きまして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(長野) 議案第4号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について説明いたします。議案書は12ページからになります。

まず、申請番号1番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり土居の農地1筆で、地目は田で、面積は3,000㎡です。水稻を引き続き栽培する予定で、5年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり米1俵代の条件で更新する計画です。

所在地につきましては、14ページの左に地図がございます。土居春日集落の東に位置するほ場整備区域内の農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書で説明いたします。

まず、第3項第1号、安芸市の基本構想との関係です。利用権の期間設定につきましては、期間は5年ですが安定して耕作ができるので適当と思われます。賃貸算定基準につきましては、水稻の賃借料平均は10a当たり米約1俵代であるので適当と思われます。賃貸の支払方法につきましては、毎年12月末に口座振込で支払うため適当と思われ

ます。

次に、第3項第2号イ、全部効率利用要件につきましては、賃借人は、ナス、水稲を栽培しており、耕作すべき全ての農用地11,200.63㎡を耕作しています。今回の申請地でも、水稲を栽培しており、農作業に従事する家族の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作するものと見込まれます。

次に、第3項第2号ロ、農作業常時従事要件につきましては、賃借人の農作業従事日数は年間333日の予定でありまして、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。

次に、申請番号2番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり僧津の農地1筆で、地目は田で、面積は1,315㎡です。水稲を引き続き栽培する予定で、2年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり米1俵代の条件で更新する計画です。

所在地につきましては、14ページの右側に地図がございまして、僧津集落の北に位置するほ場整備区域内の農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書で説明いたします。

まず、第3項第1号、安芸市の基本構想との関係です。利用権の期間設定につきましては、期間は2年ですが双方同意しているので適当と思われると思います。借賃算定基準につきましては、水稲の賃借料平均は10a当たり米約1俵代であるので適当と思われると思います。借賃の支払方法につきましては、毎年12月末に現金で支払うため適当と思われると思います。

次に、第3項第2号イ、全部効率利用要件につきましては、賃借人は、オクラ、水稲を栽培しておりまして、耕作すべき全ての農用地5,390㎡を耕作しています。今回の申請地でも、水稲を栽培しており、農作業に従事する家族の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作するものと見込まれます。

次に、第3項第2号ロ、農作業常時従事要件につきましては、賃借人の農作業従事日数は年間250日の予定でありまして、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。

続きまして、申請番号3番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり僧津の農地1筆で、地目は田で、面積は2,238㎡です。ナスを栽培する予定で、親子間で15年間の使用賃貸借契約をする条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、15ページの左側に地図がございまして、全農高知のハウスが建っている農地の北にある僧津地区に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号につきまして、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書で説明いたします。

まず、第3項第1号、安芸市の基本構想との関係です。利用権の期間設定につきましては、期間は15年ではありますが安定的に耕作できるので適当と思われれます。借賃算定基準及び借賃の支払い方法につきましては、使用貸借契約なので無償です。借人に耕作農地が無い場合、借人の経営体内に青壮年の農業従事者がいる必要がありますが、本人が23歳であるので適当と思われる。

次に、第3項第2号イ、全部効率利用要件につきましては、借人は、新規就農者であり、今回の申請地では、ナスを栽培する予定で、農作業に従事する家族の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作するものと見込まれます。

次に、第3項第2号ロ、農作業常時従事要件につきましては、賃借人の農作業従事日数は年間340日の予定でありまして、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。

続きまして、申請番号4番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり赤野甲の農地1筆で、地目は田で、面積は2,982㎡です。ナスを栽培する予定で、14年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり米6俵代の条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、15ページの右側に地図がございます。赤野の八流地区ほ場整備区域内に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号につきまして、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書で説明いたします。

まず、第3項第1号、安芸市の基本構想との関係です。利用権の期間設定につきましては、期間は14年ですが、安定的に耕作できるため適当と思われれます。借賃算定基準につきましては、ナスの賃借料平均は10a当たり米6俵代であるので適当と思われれます。借賃の支払方法につきましては、毎年12月末に口座振替で支払うため適当と思われれます。

次に、第3項第2号イ、全部効率利用要件につきましては、賃借人は、ナスを栽培しており、耕作すべき全ての農用地7,025㎡を耕作しています。今回の申請地でも、ナスを栽培する予定で、農作業に従事する家族の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作するものと見込まれます。

次に、第3項第2号ロ、農作業常時従事要件につきましては、賃借人の農作業従事日数は年間300日の予定でありまして、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。

続きまして、申請番号5番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり赤野甲の農地7筆で、地目はすべて畑で、面積は合計4,292㎡です。ナスを栽培予定で、祖父と孫で14年間の使用貸借契約をする条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、15ページの右側に地図がございます。申請番号4番の西側に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書で説明いたします。

まず、第3項第1号、安芸市の基本構想との関係です。利用権の期間設定につきましては、期間は14年ではありますが、安定的に耕作できるので適当と思われれます。借賃算定基準と借賃の支払方法につきましては、使用貸借契約なので無償です。借人に耕作農地が無い場合、借人の経営体内に青壮年の農業従事者がいる必要がありますが、本人が25歳であるので適当と思われる。

次に、第3項第2号イ、全部効率利用要件につきましては、借人は、新規就農者であり、今回の申請地では、ナスを栽培する予定で、農作業に従事する家族の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作するものと見込まれます。

次に、第3項第2号ロ、農作業常時従事要件につきましては、借人の農作業従事日数は年間300日の予定でありまして、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。

次に、申請番号6番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり伊尾木の農地4筆で、地目は全て田で、面積は合計で2,966㎡です。ナスを栽培する予定で、20年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり米6俵代の条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、16ページの左側に地図がございます。伊尾木の元集荷場の東に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書で説明します。

まず、第3項第1号、安芸市の基本構想との関係です。利用権の期間設定につきましては、期間は20年ですが安定的に耕作できるため適当と思われれます。借賃算定基準につきましては、ナスの賃借料平均は10a当たり米6俵代であるので適当と思われれます。借賃の支払方法につきましては、毎年12月末に口座振込で支払うため適当と思われれます。

次に、第3項第2号イ、全部効率利用要件につきましては、賃借人は、ナスを栽培しており、耕作すべき全ての農用地2,687㎡を耕作しています。今回の申請地でも、ナスを栽培する予定で、農作業に従事

する家族の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作するものと見込まれます。

次に、第3項第2号ロ、農作業常時従事要件につきましては、賃借人の農作業従事日数は年間365日の予定でありまして、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。

続きまして、申請番号7番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり川北甲の農地1筆で、地目は田で、面積は1,892㎡です。ナスを栽培予定で、親子間で15年間の使用貸借契約をする条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、16ページの右側に地図がございます。川北の自動車学校の南東に位置するほ場整備区域内の農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書で説明いたします。

まず、第3項第1号、安芸市の基本構想との関係です。利用権の期間設定につきましては、期間は15年ですが、安定的に耕作できるので適当と思われます。借賃算定基準と借賃の支払方法につきましては、使用貸借契約なので無償です。

次に、第3項第2号イ、全部効率利用要件につきましては、借人は、ナスを栽培しており、耕作すべき全ての農用地812㎡を耕作しています。今回の申請地でも、ナスを栽培する予定で、農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作するものと見込まれます。

次に、第3項第2号ロ、農作業常時従事要件につきましては、賃借人の農作業従事日数は年間300日の予定でありまして、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。

次に、申請番号8番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり川北甲の農地1筆で、地目は田で、面積は4,654㎡です。

次に、申請番号9番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり川北甲の農地1筆で、地目は田で、面積は1,870㎡です。

申請番号8番と9番の申請地を合わせてナスを栽培する予定で、15年間の賃貸借契約をし、賃借料は、10a当たり84,000円の条件で新規設定する計画です。

申請番号8番、9番の所在地につきましては、17ページの左側に地図がございます。川北の清香園の南に位置するほ場整備区域内の農地です。

申請番号8番と9番は借受人が同じなので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては一緒に判断します。別紙の

A 3 の農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書で説明します。

まず、第3項第1号、安芸市の基本構想との関係です。利用権の期間設定につきましては、期間は15年であります但安定的に耕作できるので適当と思われまゝ。借賃算定基準につきましては、ナスの賃借料平均は10a当たり6俵代に対し、本件は俵換算すると10a当たり米6.8俵代であります但、双方同意している所以適当と思われまゝ。借賃の支払方法につきましては、毎年12月末に口座振込で支払うため適当と思われまゝ。

次に、第3項第2号イ、全部効率利用要件につきましては、賃借人は、ナス、水稻を栽培しており、耕作すべき全ての農用地9,988㎡を耕作しています。今回の申請地でも、ナスを栽培する予定で、農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作するものと見込まれます。

次に、第3項第2号ロ、農作業常時従事要件につきましては、賃借人の農作業従事日数は年間300日の予定でありまして、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。

次の申請番号10番は、農地中間管理事業を活用した案件となります。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり東浜の農地2筆で、地目はどちらも田で、面積は合計で2,309㎡です。作物は転借人がミョウガを栽培する予定をしております但、15年間の賃借借契約をし、賃借料は10a当たり70,000円の条件で新規設定する計画です。なお、転借人予定者につきましては、調査書に記載のとおりです。

所在地につきましては、17ページにの右側に地図がございます。安芸駅の北に位置する農地です

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号につきましては、お配りしましたA 3 の農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書で説明いたします。

まず、第3項第1号、安芸市の基本構想との関係です。利用権の期間設定につきましては、期間は15年であるりまゝ但、安定して耕作できるので適当と判断しております。借賃算定基準につきましては、ミョウガの賃借料平均は10a当たり米5.7俵代であり、本件は俵換算すると10a当たり米5.7俵代であるので、適当と思われまゝ。借賃の支払方法につきましては、毎年12月末に口座振込で支払うため適当と思われまゝ。

次に、第3項第2号イ、全部効率利用要件、第3項第2号ロ、農作業常時従事要件につきましては、農地中間管理機構である譲受人が農地中間管理事業を実施するために利用権の設定等を受ける場合、要件は適用されないとなっておりますので、特に問題ありません。

以上、調査書に記載してあるとおり、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長 それでは、審議をお願いします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 別になければ、採決いたします。議案第4号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第4号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定については原案どおり決定いたしました。

議長 続きまして報告第5号、農用地利用配分計画について、事務局が説明をいたします。

事務局（長野） 議案書18ページになります。

報告第5号、農用地利用配分計画について説明いたします。今回は2件提出されております。

番号1番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり川北甲の農地2筆、地目はすべて田で、面積は合計2,876㎡です。ナスを栽培する予定で、15年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり72,000円の条件で設定する計画です。この件につきましては、今年2月の定例会で議案として、農地中間管理機構である高知県農業公社に貸し付けることをご審議いただき、ご承認いただきました。このたび、3月27日付けで、高知県知事から賃借人が決定したことの通知が届きましたので、報告するものです。

番号2番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり西浜、井ノ口乙の農地2筆、地目はすべて田で、面積は合計3,652㎡です。ショウガを栽培する予定で、3年間の賃貸借契約をし、賃借料は西浜が10a当たり50,000円の条件で、井ノ口乙が10a当たり40,000円の条件で設定する計画です。この件につきましては、今年2月の定例会で議案として、農地中間管理機構である高知県農業公社に貸し付けることをご審議いただき、ご承認いただきました。このたび、3月27日付けで、高知県知事から賃借人が決定したことの通知が届きましたので、報告するものです。以上でございます。

議長 ただいまの報告第5号について、質問、意見等がございましたらよろしくお願いたします。

（発言等なし）

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、議案第6号、安芸（安芸市）農業振興地域整備計画における農用地利用計画変更（案）についてを議題とし、事務局が説明

いたします。

事務局（岡田）議案第6号の農業振興地域整備計画における農用地利用計画変更申請について説明いたします。今回は除外7件、用途区分変更1件、編入2件の申請が提出されています。議案書は19ページをご覧ください。

整理番号1番のご説明をさせていただきます。申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、除外後の用途は集会所建設用地です。除外申請農地は1筆で面積は257㎡です。20ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますのでご確認ください。対象農地は川北甲のJA東支所から県道奈比賀川北線を360m北に進んだ位置にあります。

次に農用地区域からの除外に係る基準についてですが、別紙のA3サイズの変更案件の除外理由書でご説明いたします。

必要性、規模の適当性、代替性につきましては、集会所建設用地として利用するもので、具体的な転用計画もあり他用途への転換の必要性が認められます。また、当該計画による面積は適当であり、他の土地をもって代えることが困難であると認められます。

農業上の土地利用の支障につきましては、当該計画は支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

農用地の利用の集積への支障につきましては、支障がないと考えられます。

農用地区域内の土地の保全または利用上必要な施設の有する機能の支障につきましては現地の状況から支障がないと考えられます。

土地改良事業等につきましては、申請地は土地改良事業等を実施していません。

その他、中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度に係る農用地区域には該当しません。

つづきまして、整理番号2番のご説明をさせていただきます。申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、除外後の用途は個人住宅建築用地です。除外申請農地は2筆で面積は499㎡です。21ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますのでご確認ください。対象農地は内原野団地にある安芸森林管理署内原野官舎の南東100mの位置にあります。

次に農用地区域からの除外に係る基準についてですが、別紙のA3サイズの変更案件の除外理由書でご説明いたします。

必要性、規模の適当性、代替性につきましては、個人住宅建築用地として利用するもので、具体的な転用計画もあり他用途への転換の必要性が認められます。また、当該計画による面積は適当であり、他の土地をもって代えることが困難であると認められます。

農業上の土地利用の支障につきましては、当該計画は支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

農用地の利用の集積への支障につきましては、支障がないと考えら

れます。

農用地区域内の土地の保全または利用上必要な施設の有する機能の支障につきましては現地の状況から支障がないと考えられます。

土地改良事業等につきましては、申請地は土地改良事業等を実施していません

その他、中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度に係る農用地区域には該当しません

つづきまして、整理番号3番のご説明をさせていただきます。

申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、除外後の用途は個人墓地建設用地です。除外申請農地は2筆で駐車場スペースを含む所要面積は44㎡です。なお、墓地面積は22.48㎡です。22ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますのでご確認ください。対象農地は下山小学校の東180mの位置にあります。

次に農用地区域からの除外に係る基準についてですが、別紙のA3サイズの変更案件の除外理由書でご説明いたします。

必要性、規模の適当性、代替性につきましては、個人墓地建設用地として利用するもので、具体的な転用計画もあり他用途への転換の必要性が認められます。また、当該計画による面積は適当であり、他の土地をもって代えることが困難であると認められます。

農業上の土地利用の支障につきましては、当該計画は支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

農用地の利用の集積への支障につきましては、支障がないと考えられます。

農用地区域内の土地の保全または利用上必要な施設の有する機能の支障につきましては現地の状況から支障がないと考えられます。

土地改良事業等につきましては、申請地は土地改良事業等を実施していません。

その他、中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度に係る農用地区域には該当しません。

つづきまして、整理番号4番のご説明をさせていただきます。

申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、除外後の用途は診療所建設用地です。高速道路延伸に伴い安芸クリニックが移転してくるものです。除外申請農地は2筆で面積は1,982.98㎡です。23ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますのでご確認ください。写真は隣り合う立地である整理番号5番の案件を含んでいます。対象農地は東浜の安芸クリニックのある交差点の西側です。

次に農用地区域からの除外に係る基準についてですが、別紙のA3サイズの変更案件の除外理由書でご説明いたします。

必要性、規模の適当性、代替性につきましては、診療所建設用地として利用するもので、具体的な転用計画もあり他用途への転換の必要

性が認められます。また、当該計画による面積は適当であり、他の土地をもって代えることが困難であると認められます。

農業上の土地利用の支障につきましては、当該計画は支障を及ぼすおそれがないと考えられます

農用地の利用の集積への支障につきましては、支障がないと考えられます。

農用地区域内の土地の保全または利用上必要な施設の有する機能の支障につきましては現地の状況から支障がないと考えられます。

土地改良事業等につきましては、申請地は土地改良事業等を実施していません。

その他、中山間地域等直接支払制度には該当しません。また、多面的機能支払制度に係る農用地区域に該当するため担当部署に報告をしています。

つづきまして、整理番号5番のご説明をさせていただきます。

申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、除外後の用途は薬局建設用地です。整理番号4番と同じく、高速道路延伸に伴い安芸クリニック横の薬局が移転してくるものです。除外申請農地は1筆で面積は661.16㎡です。24ページに地図を掲載しています。現地の写真は先ほどの整理番号4番でご確認いただいたとおりです。対象農地は整理番号4番の安芸クリニック移転申請地の東隣りです。

次に農用地区域からの除外に係る基準についてですが、別紙のA3サイズの変更案件の除外理由書でご説明いたします。

必要性、規模の適当性、代替性につきましては、薬局建設用地として利用するもので、具体的な転用計画もあり他用途への転換の必要性が認められます。また、当該計画による面積は適当であり、他の土地をもって代えることが困難であると認められます。

農業上の土地利用の支障につきましては、当該計画は支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

農用地の利用の集積への支障につきましては、支障がないと考えられます

農用地区域内の土地の保全または利用上必要な施設の有する機能の支障につきましては現地の状況から支障がないと考えられます

土地改良事業等につきましては、申請地は土地改良事業等を実施していません

その他、中山間地域等直接支払制度には該当しません。また、多面的機能支払制度に係る農用地区域に該当するため担当部署に報告をしています。以上です。

議長

それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ採決をいたします。議案第6号、安芸（安芸市）農業振興地域整備計画における農用地利用計画変更（案）、については、原案どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第6号、安芸（安芸市）農業振興地域整備計画における農用地利用計画変更（案）、除外1番、3番から7番、用途区分変更、編入については原案どおり答申することに決定しました。

続きまして、議案第7号、非農地証明願についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（岡田） 議案第7号、非農地証明願について説明いたします。今回は1件申請が提出されております。議案書は25ページをご覧ください。

申請人、申請地は記載のとおりで、対象農地は2筆です。現地の写真をお配りいたします。場所は川北甲の八坂神社から南へ約250mの位置にあります。登記簿地目は田、現況地目は宅地です。地図は26ページをご覧ください。

現地は大正13年築の居宅、昭和24年築の便所、昭和42年築の居宅の建物敷地となり現在に至ります。これらのことから安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

なお、現地につきましては西岡秀輝委員、樋口なぎさ委員、中平秀一委員に確認していただきました。以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告を西岡秀輝委員、樋口なぎさ委員お願いします。

11番西岡委員 事務局の岡田さんと樋口委員と中平委員と現地を確認してきました。先ほどの説明のあったとおり間違いありません。

12番樋口委員 先ほどの説明のあったとおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

（発言等なし）

議長 別になければ、採決いたします。議案第7号、非農地証明願については、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第7号、非農地証明願については、申請どおり認定することに決定いたしました。

以上で、議案審議は終了いたしました。

それでは、その他の件について、事務局から説明いたします。

事務局（長野） 来月の定例会は5月27日の月曜日の午後1時30分より行いますので出席をお願いします。

このあと5分間の休憩後、引き続き、農林課各係より平成31年度の事業説明を行いますので、よろしくをお願いします。

昨年、災害のため、延期となっておりました県外への視察研修を今

年7月に実施する予定となっております。日程は確定しておりませんが7月に1泊2日の予定で、研修先につきましては、香川県三豊市ともう一か所の2ヶ所です。追って詳細をお知らせしますので、ご参加をよろしく申し上げます。

事務局（岡田） この後、5時30分から意見交換会を開催いたしますので、よろしく
お願いいたします。

議長 それでは、今から5分間休憩を取ります。

（5分間休憩）

議長 それでは、会議を再開します。

事務局長 今から、平成31年度の農林課の人員体制及び農業に係る主要事業について説明を各係長が行ないます。

（各係長事業の説明をする）

議長 以上で本日の定例会日程はすべて終了しました。